

○ 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
 毒物及び劇物取締法施行規則 (昭和二十六年厚生省令第四号) (抄)

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表第一 (第四条の二関係)</p> <p>毒物 一〇二十三 (略)</p> <p>劇物 一〇七の三 (略)</p> <p>七の四 二―エチル―三・七―ジメチル―六―〔四―(トリフルオ ロメトキシ)フエノキシ〕―四―キノリル メチル カルボナ ト及びこれを含有する製剤</p> <p>七の五 (略)</p> <p>八〇十一の七 (略)</p>	<p>別表第一 (第四条の二関係)</p> <p>毒物 一〇二十三 (略)</p> <p>劇物 一〇七の二 (略)</p> <p>七の三 O―エチル S・S―ジプロピル ホスホロジチオア (別名エトプロホス) 五%以下を含有する製剤。ただし、O―エ チル S・S―ジプロピル ホスホロジチオア―ト三%以下を 有する徐放性製剤を除く。</p> <p>(新設)</p> <p>七の四 二―エチルチオメチルフエニル―N―メチルカルバメート (別名エチオフェンカルブ) 及びこれを含有する製剤。ただし、 二―エチルチオメチルフエニル―N―メチルカルバメート二%以 下を含有するものを除く。</p> <p>八〇十一の六 (略)</p> <p>十一の七 (RS)―〔O―〕―(四―クロロフェニル)ピラゾ ル―四―イル O―エチル S―プロピル ホスホロチオア―ト</p>

十一の八 シアナミド及びこれを含有する製剤。ただし、シアナミド一〇%以下を含有するものを除く。

十一の九 (略)

十二〜六十七 (略)

「(別名ピラクロホス)及びこれを含有する製剤。ただし、(R S)―(O――(四―クロロフェニル)ピラゾール―四―イル || O―エチル || S―プロピル || ホスホロチオアール)六%以下を含有するものを除く。

十一の八 削除

十一の九 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) (145) (略)

十二〜六十七 (略)